議案第９６号

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和　６　年　２　月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例

大牟田市手数料条例（平成１２年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第５項、別表第２の２の項及び別表第４の１の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第５の１の項から７の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の８の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。